

令和7年4月から



建築のルールが変わります



その1

2階以上または延べ面積 200㎡超えの建物を建築する際は 全ての地域で建築確認申請が必要となります。

令和7年3月31日まで

令和7年4月1日以後に工事着手するもの

	 木造平屋建て等 木造2階建て	 木造平屋建て等 (延べ面積 200㎡以下) 木造平屋建て等 (延べ面積 200㎡超) 木造2階建て
都市計画区域内	必要	必要
都市計画区域外	不要	必要

※「不要」の場合でも、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に建物がかかる際は建築確認申請が必要となる場合があります。

※大規模なリフォームも建築確認申請が必要となる場合があります。



その2

全ての建築物に省エネ基準適合が義務付けられます。

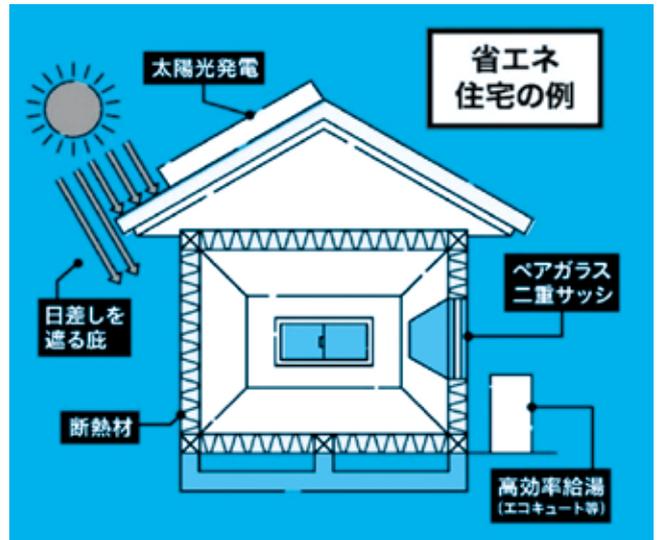
◎令和7年4月以降、原則全ての建築物の新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務づけられます。

（修繕・模様替えといった改修・リフォームは対象外）

◎増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。

住宅の省エネ基準は、次の2つがあります。

- ① 外皮基準
屋根・外壁・窓などの断熱の性能に関する基準
- ② 一次エネルギー消費量基準
暖冷房、換気、給湯、照明など住宅で使うエネルギー消費量に関する基準



建築物の建築計画をする際は、建築設計事務所等の専門家や市建築課などにご確認ください。

【問い合わせ先】市建築課 指導係（市役所分館3階） ☎ 31-0668 ☎ 31-0005